

○銚子市ホームページバナー広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成20年銚子市規則第41号。以下「規則」という。）に基づき、規則に定めるもののほか、市ホームページへの民間企業等のバナー広告の掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理する公式ホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告の画像で、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(掲載の基準)

第3条 規則第3条第2項の規定によるバナー広告の掲載の基準は、市長が別に定める。

(掲載の規格)

第4条 バナー広告の掲載の規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル及び横180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーションを可とする。）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 4キロバイト以下

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、バナー広告の掲載の規格を別に定めることができる。

(掲載ページ等)

第5条 バナー広告を掲載するページ及び位置並びに当該ページにおけるバナー広告の掲載の枠（以下「広告枠」という。）の数は、市長が別に定める。

(掲載期間)

第6条 バナー広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位で市長が定める。

2 バナー広告の掲載の開始及び終了の期日は、別に市長が定める。

3 市長は、バナー広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(掲載料の額)

第7条 バナー広告の掲載に係る広告料（以下「掲載料」という。）の額は、市長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、掲載料の額を見積合わせにより決定することができる。

(掲載希望者の募集)

第8条 掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

2 市長は、市ホームページに必要事項を掲載して、掲載希望者を公募するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市長は、公募に際し、広告主となり得る者及び広告代理店に対し、バナー広告の掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、銚子市ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に規則第5条第2項に規定する事項を明らかにする書面を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。

(掲載決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、掲載希望者の人数が広告枠の数（次項において「枠数」という。）を超えたときは、次の各号に掲げる順位により、広告主等を決定するものとする。この場合において、同順位の者が複数あるときは、掲載を希望する月数の多い者を優先することができる。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体又はそれに類する団体
- (2) 公共的性格のある民間企業で市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の民間企業又は個人事業主で市内に事業所等を有するもの
- (4) 前2号に掲げるもの以外の民間企業又は個人事業主

2 市長は、前項の場合において、なお掲載希望者の人数が枠数を超えるときは、抽選により広告主等を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により掲載料の額を見積合わせにより決定したときは、市長は、当該見積合わせの結果をもって広告主等を決定することができる。

4 市長は、前各項の規定により広告主等を決定したときは、銚子市ホームページバナー広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は銚子市ホームページバナー広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(広告データの作成及び提出)

第11条 前条の規定によりバナー広告の掲載の決定（以下「掲載決定」という。）を受けた広告主等は、バナー広告のデータ（以下「広告データ」という。）を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

2 広告データの作成及び提出は、広告主等の責任及び負担とする。

(広告内容の協議)

第12条 市長及び広告主等は、広告内容（バナー広告の画像及びバナー広告のリンクするホームページの内容をいう。第13条第3号及び第4号において同じ。）について、市及び市ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう協議するものとする。

(掲載料の納入等)

第13条 市長は、掲載決定した広告主等から適切な広告データの提出があったときは、速やかに納入通知書により掲載料の額を当該広告主等に通知するものとする。

2 広告主等は、掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告主等への催告その他何らの手続を要することなく、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告データの提出がないとき。
- (3) 規則第6条の規定による広告内容の修正の求めに広告主等が応じないとき。
- (4) 広告内容が規則第3条の規定によるバナー広告に関する基準に抵触するおそれがあり、かつ、規則第6条の規定による広告内容の修正によってもそのおそれが解消できないと認められるとき。
- (5) その他市ホームページへの当該バナー広告の掲載が適切でないと認められるとき。

(掲載の申込みの取下げ等)

第15条 広告主等は、自己の都合によりバナー広告の掲載の申込みを取り下げることができる。この場合において、広告主等は、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により申込みの取下げがあった場合において、既納の掲載料は、還付しない。

(掲載料の還付)

第16条 市長は、広告主等の責めに帰さない理由により掲載決定を取り消したときは、規則第8条第3項の規定により、既納の掲載料を当該広告主等に還付するものとする。

2 前項の規定により還付する掲載料の額は、掲載期間のうち残存期間に相当する額とする。この場合において、掲載決定の取消しが月の中途であるときは、還付に係る掲載料の額は、日割計算により得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定により還付する掲載料の額には、利子を付さない。

(掲載期間の延長)

第17条 掲載期間内において市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、市長は、当該閉鎖の日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、当該閉鎖の日数が1日未満の場合は、この限りでない。

2 掲載期間内において広告主等の責めに帰さない理由によりバナー広告の掲載ができなかったときは、市長は、当該掲載ができなかった日数に応じて、掲載期間を延長することができる。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、バナー広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

別記

様式第1号（第9条第1項関係）

銚子市ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

銚子市長 様

（銚子市ホームページバナー広告掲載申込者）

住所又は所在地	
氏名又は名称 及び代表者氏名	

次のとおり銚子市ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。

申込みに当たっては、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則及び銚子市ホームページバナー広告取扱要綱を遵守することを誓約します。

1 バナー広告

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲 載 希 望 枠 数	
リンク先ホームページのURL	http://
広 告 内 容 （上記のホームページ内容及びバナー広告 データが既にある場合は、添付してくだ さい。）	
業 種 又 は 事 業 内 容	

2 担当者連絡先

氏 名	
部署・所属・役職	
メールアドレス	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

様式2号（第10条第4項関係）

銚子市ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日

（バナー広告掲載申込者） 様

銚子市長 印

年 月 日付けで申込みのありました銚子市ホームページに係るバナー広告の掲載について、次のとおり掲載を決定したので通知します。

掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲 載 枠 数	
リンク先ホームページのURL	http://

様式3号（第9条第4項関係）

銚子市ホームページバナー広告非掲載決定通知書

年 月 日

（バナー広告掲載申込者） 様

銚子市長 印

年 月 日付けで申込みのありました銚子市ホームページに係るバナー広告の掲載については、掲載しないことと決定したので通知します。